

後期高齢者医療制度にかわる高齢者医療制度案に反対し、 年金引下げ阻止、無年金・低年金者への緊急措置を求めてたたかう決議

後期高齢者医療制度にかわる高齢者医療制度の最終案が明らかになりました。

75歳以上の大多数を国民健康保険に入れますが、財政的には都道府県が運営します。医療にかかる費用の1割相当を高齢者に負担させるというしくみは変わりません。それどころか、70から74歳の医療費を1割から2割に引き上げ、低所得高齢者の保険料9割減額を段階的に縮小するとしています。試算では高齢者にも現役世代にも大幅の増加になります。また、医療改革の第2段階では、国保の都道府県単位化もすすめるとして、いまその動きを急速に強めています。市町村からの一般財源の繰り入れがなくなり、現在ある保険料の減免制度もなくなり、一挙に保険料が上がるのが懸念されます。

高齢者医療制度の差別的な枠組みを残し、国保の崩壊にみちびく新しい医療制度については、とうてい容認できず、反対していきます。また、高齢者の窓口負担無料化に向けてたたかいます。

年金については、2011年度は消費者物価指数が0.3%以上下がると、引き下げられるしくみになっていますが、今年、物価指数は、高校授業料の無料化や薄型テレビの価格の下落がおもな要因になって下がっています。一方、高齢者の生活は、生鮮食料品の値上がり、健康保険料や介護保険料の引き上げ、医療費や介護の利用料が大きな負担になって、貧困化がすすんでいます。このような状況のもとでの、年金の引き下げはとうてい認められません。断固として阻止するためにたたかいます。

また、全国で約100万人の無年金者、1000万人をこえる月額10万円未満の低年金者が、生活苦にあえいでいます。猛暑のなかクーラーもつけられず熱中死する高齢者が多数いました。最低保障年金の早急な実現を求める運動を強めていきます。当面、緊急に3.3万円を上限とする基礎年金の国庫負担相当分を支給するよう求めます。本来、基礎年金の国庫負担分はすべての高齢者が受け取る権利をもち、保険料納付の有無にかかわらず支給されるべきものです。一刻の猶予も許さない現状を重視し、この要求の実現を求めて全力でたたかいます。

2010年12月16日

全日本年金者組合第26回中央委員会